

広島県告示第六百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所を	指定年月日
名 称	名 称	
株式会社ケアノス	居宅介護支援事業所ケアノス	平成二十二年七月一日
主たる事務所の所在地	所在地	
廿日市市前空二丁目一番七号	廿日市市前空二丁目一番七号	
有会社コスモサポート	居宅介護支援事業所コスモス	平成二十二年七月一日
安芸郡坂町小屋浦三丁目四番九号	安芸郡坂町小屋浦三丁目四番九号	